

## 八戸市農業委員会8月総会議事録

日時：令和7年8月8日（金）午後2時30分

場所：農業経営振興センター 多目的研修室

### 出席委員

農業委員 19名中18名

1番 坂本 俊之 出	2番 澤向 敏一 出	3番 内沢 豊 出	4番 外館 政博 欠
5番 明戸 政勝 出	6番 坂下 国男 出	7番 馬場 豊 出	8番 松橋 剛志 出
9番 森 光男 出	10番 中村 正記 出	11番 阿達 福壽 出	12番 三浦 豊 出
13番 田名部 浩 出	14番 谷地 秀典 出	15番 木村 武美 出	16番 寺沢 和則 出
17番 加藤 浩幸 出	18番 籠田 悦子 出	19番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22名中19名

1番 木村 弁一 出	2番 鈴木 朋弥 欠	3番 河原木 一実 出	4番 在家 寛人 出
5番 上村 隆雄 出	6番 上野 輝彦 出	7番 赤坂 力雄 欠	8番 永田 章彦 出
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 欠	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 梅津 孝敏 出	14番 橘 由正 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 岩崎 聖山 出
17番 谷川 幸雄 出	18番 西 国彦 出	19番 松石 香織 出	20番 上明戸 桂 出
21番 村上 正人 出	22番 森 庄次郎 出		

### 職務のため出席した職員

事務局長 久保 昌広、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 渡部 和文、主幹 柏村 幸  
主幹 風張 陶子、主事 和山 翔紀、主事 栗村 朋佳、主事 大橋 康平  
農業経営振興センター 主幹 小井川 健、主事 田中 野

会長 皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。

会長 はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

久保事務局長 事務局の久保から御報告いたします。

今日は、戸舘委員、鈴木推進委員、赤坂推進委員、山田推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

次に、本日の議案のうち、議案第 31 号、令和 7 年度第 4 号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見につきましては、〇〇推進委員が当事者となっている事案がございます。

〇〇推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

久保事務局長 それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、松石香織推進委員の御発声が続いてお願いいたします。

**【憲章唱和】**

久保事務局長 ありがとうございます。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長 本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

昨日の「持続的な米生産について語る会」にも、多くの方に御出席をいただきましてありがとうございました。出席者からは「今まで市が生産者の声を聞いてくれるような会合がなかった。とても良い試みだった。」という高い評価の声が届いております。また、「生産者同志が情報交換できる場をもっと増やして欲しい。」との要望もありました。今日、総会の後に、地区ごとに昨日の語る会につ

いて話し合っ、次回に向けて良いアイデアや提案がありましたら、事務局にお知らせいただければと思います。

それでは、本日の議事につきまして、慎重に御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、15 番 木村 武美 委員、16 番 寺沢 和則 委員の両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 30 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

梅津推進委員

梅津から報告いたします。去る 7 月 28 日、加藤農業委員と市庁本館地下会議室 B において、番号 41 番と番号 42 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、

耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 41 番

はじめに、番号 41 番について報告いたします。

調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、とうもろこし、トマト、かぼちゃです。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、いずれもありません。通作距離は約 3 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 6 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 1 人で、いずれも兼業者です。農機具保有状況は、軽トラック、草刈機を各 1 台所有、管理機 1 台については親戚より借用する予定とのことです。

3条 42 番

続きまして、番号 42 番について報告いたします。

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃ、トマトです。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、いずれもありません。通作距離は約 4 km、耕作道はありませんが、隣接している公衆用道路の所有者より通行承諾を得ております。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験はありませんが、渡人である父親から営農指導を受けられるとのことです。地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 2 人、女 1 人で、うち農業専従者は男 1 人、兼業者は男 1 人、女 1 人です。農機具保有状況は、軽トラック、草刈り機各 1 台を父親より借用、トラクター 1 台について知人より借用する予定とのことです。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

西推進委員

西から報告いたします。去る 7 月 28 日、澤向農業委員と市庁本館地下会議室

Bにおいて、番号 43 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 43 番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、姉弟です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、トマト、スイカ、きゅうりです。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間に於ける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 1 km、耕作道あり、受人の耕作地について、現況地目が田の農地のみあり、農地集団化あり、宅地化について、字泥障作のみあり、休耕地・山林地について、字金引沢のみありです。また、732 m<sup>2</sup>の畑について、地役権の設定登記がされていることへの確認書が添付されております。農業経験は 50 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は、男 1 人、女 1 人で、すべて農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、草刈り機を各 1 台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は許可することに決しました。</p>
日程第3 会長	<p>次に、日程第3、議案第31号、令和7年度第4号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>それでは、農業経営振興センターから説明をお願いいたします。</p>
小井川主幹	<p>農業経営振興センターの小井川から、議案第31号令和7年度第4号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを御説明いたします。</p> <p>それでは資料の御説明にまいります。資料の3ページを御覧願います。</p> <p>今回の利用権設定件数は、賃貸借11件、使用貸借4件の計15件で、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手5名、貸し手15名で、利用権設定面積は合計127,527㎡でございます。</p> <p>番号1番から資料5ページの番号14番まで、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として促進計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。</p> <p>資料5ページの番号15番は、契約期間中に受け手のみ農地中間管理機構との契約を解約し、新しい受け手と契約し直したため、こちらのみ備考欄に「再配分」と記載しております。</p> <p>借り手及び貸し手の住所、氏名、利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料記載のとおりでございます。</p>
促進計画1番	<p>番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために10年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり年間10,000円でございます。</p>
促進計画2～9番	<p>番号2番から資料4ページの番号9番までは同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、にんにく・ねぎを作付けするために4年間賃貸借するもので、賃借料は番号8番は10a当たり年間10,000円、それ以外は15,000円でございます。</p>
促進計画10～13番	<p>番号10番から、資料5ページの番号13番までは同一の借り手による利用権の</p>

設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために5年間、番号10番から番号12番は使用貸借、番号13番は賃貸借するもので、賃借料は10a当たり年間10,000円でございます。

促進計画14番

番号14番、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために6年間賃貸借するもので、賃借料は10a当たり年間10,000円でございます。

促進計画15番

番号15番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために3年間使用貸借するものでございます。

県による公告年月日は令和7年10月31日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しましたので、促進計画案について「すべて適当」である旨、八戸市長に回答いたします。

日程第4

次に、日程第4、議案第32号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

澤向委員

議案第32号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について、澤

向から報告します。去る7月28日、加藤委員と市庁本館地下会議室Bにおいて、番号10番を調査してまいりました。資料の7ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5条10番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。転用目的は、道路です。実施計画は、令和7年9月1日から令和7年10月30日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、馬淵川土地改良区から適当であるとの意見書が提出されています。被害防除措置として、全体を盛土及び砕石敷きします。雨水については自然浸透させます。立地条件は、八戸市立明治小学校から北西側約900mに位置し、畑、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第3種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

日程第 5  
会長

次に、日程第 5、議案第 33 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局柏村より御説明いたします。相続税の納税猶予とは、相続等により取得した農地を、一定の要件のもとで引き続き農地として利用する場合に相続税の納税が猶予されるという制度で、この制度が適用されている農地のことを、特例農地といいます。納税猶予の適用を受けるためには、税務署で所定の手続きが必要となります。

納税猶予の適用を受けた農業相続人は、相続税の申告期限から 20 年間農業を継続した場合に相続税が免除されることとなっておりますが、平成 21 年 12 月 15 日以降に相続し、特例農地の適用を受けた市街化区域外の農地につきましては、税制改正により、終身農地利用することが要件となっております。また、平成 21 年 12 月 14 日以前に特例農地の適用を受けた者が農地中間管理事業等による特定貸付を行った場合も、改正法が適用されます。

本案件は、税制改正前である平成 17 年に納税猶予の適用を受け、20 年目を迎える特例農地の利用状況について、一筆ごとに確認し、利用状況確認書を提出するよう八戸税務署長から求められたものです。

なお、対象者には、事前に農地の利用状況について調査する旨を通知した上で、現地確認及び航空写真による調査を行いました。

それでは、資料 9 ページの議案第 33 号関係資料を御覧ください。

こちらは確認対象者の一覧となります。今回の確認対象者は 1 名となっております。

次に 10 ページをお開き願います。こちらは税務署から送付された利用状況確認書に、調査結果を記載した資料となります。

資料右上には対象者の氏名、資料左側の一連番号ごとに、特例農地等の所在地番、地目等、面積、利用状況について記載しております。なお、整理簿番号、一連番号税務署の管理する番号となります。

また、地目等及び面積欄の「申告時」は税務署が管理しているもの、「現在」

は農地台帳上の数字を記載しております。

利用状況欄は、現地確認及び航空写真による調査結果を税務署からの記載要領に基づき記載しております。作付けしているか、もしくはすぐに作付けできる状況であれば、利用状況の区分は1番の「自ら所有し、自ら農地等として使用している」に分類し、保全管理中や草地などであれば2番の「自ら農地等として使用していない」に分類しております。

現地確認をしたものについては、右端の税務署整理欄に「有」と記載しております。

現地確認の結果、一連番号1番と3番は保全管理、4番は野菜を作付けしておりました。

なお、農業委員会が行う確認は、あくまで特例農地の利用状況を確認するもので、相続税納税の免除が適当か否かを判断するものではないことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

日程第6

次に、日程第6、報告第32号、農地法第3条の3の規定による相続等届出に

会長 ついては、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

大橋主事 事務局の大橋から御報告いたします。この案件は、相続等届出の7月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

相続等 84～97 番 権利取得者及び前権利者の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料11ページの番号84番から資料15ページの番号97番までの計14件となっております。権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、いずれも無しとなっております。いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑等なしと認めます。

日程第7 次に、日程第7、報告第33号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地  
日程第8 転用届出について及び日程第8、報告第34号、農地法第5条第1項第6号の規  
会長 定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しております  
ので、事務局から報告をお願いいたします。

栗村主事 事務局の栗村から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5  
条農地転用届出の7月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の17ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条9番

番号9番、転用目的は共同住宅2棟建築でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の19ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条71番

番号71番、転用目的は資材置場及び駐車場でございます。

5条72、73番

番号72番、番号73番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条74番

番号74番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条75番

番号75番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条76番

番号76番、転用目的は建売住宅3棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

5条77番

番号77番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条78番

番号78番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条79番

番号79番、転用目的は宅地分譲でございます。

次ページをお開き願います。

5条80、81番

番号80番、番号81番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

日程第9

次に、日程第9、報告第35号、農地法第18条第6項の規定による通知につい

会長

てを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

風張主幹

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の7月分でございます。資料の23ページを御覧願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条26番

番号26番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和7年8月15日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時5分)